

19 自主防災組織関係

資料19 大町市自主防災組織防災資機材購入費補助金交付要綱

平成7年10月5日
告示第56号

改正 平成08年05月17日告示第30号 平成11年03月03日告示第17号
平成14年12月24日告示第76号 平成16年02月19日告示第10号
平成18年06月01日告示第71号 平成19年03月30日告示第35号

(趣旨)

第1 この要綱は、市民の防災意識の高揚と自主防災組織の強化を図るため、防災資機材を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、市費補助金交付規則（平成8年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「自主防災組織」とは、自治会又はこれに類する住民組織（5世帯以上をもって組織されたものをいう）で地域の防災活動を行っている団体をいう。

(補助の対象)

第3 補助金の対象となる防災資機材（以下「防災資機材」という。）は、別表に掲げる資機材とする。

(補助金額)

第4 補助金額は、防災資機材購入費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、限度額は、自主防災組織の世帯数により次のとおりとする。

単位自主防災組織の世帯数

150未満	5万円
150以上300未満	10万円
300以上450未満	15万円
450以上	20万円

(補助金の申請)

第5 補助金を受けようとする自主防災組織の代表者は、規則第2条に定める書類に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)見積書

(2)防災資機材保管場所（位置図）

(3)その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6 自主防災組織の代表者は、防災資機材を購入したときは、規則第11条に定める書類に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1)請求書又は領収書

(2)購入した防災資機材の写真

(3)その他市長が必要と認める書類

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(補助金額の特例)

2 第4の規定の適用については、平成16年度から平成20年度までの間に限り、第4中「2分の1以内」とあるのは「10分の6以内」と、第4の表中

「150未満	5万円
150以上300未満	10万円
300以上450未満	15万円」

とあるのは

「50未満	5万円
50以上150未満	8万円

150以上300未満 12万円
 300以上450未満 16万円」

とする。

附 則 (平成8年5月17日告示第30号)

この告示は、平成8年6月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月3日告示第17号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月24日告示第76号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月19日告示第10号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月1日告示第71号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第35号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別表 (第3関係)

対象防災資機材

資 機 材 名		
電池メガホン	ビニールシート	ヘルメット
リヤカー	砂袋	防災服
一輪車	ロープ	防災靴
携行缶	バケツ	票旗・腕章
消火器	鍋	懐中電灯
折りたたみはしご	スコップ	トランジスターラジオ
浄水機	のこぎり	トランシーバー
担架	鍬	消火栓ホース
発電機	おの	管鎗
投光機	つるはし	消火栓ホース格納箱
コードリール	釜	消火器格納箱
テント	なた	防災資機材倉庫
簡易ベット	ペンチ	ガスコンロ
ゴザ	鉄線ばさみ	ガスボンベ
救急セット	ハンマー	ストーブ
毛布	バール	
その他市長が必要と認めたもの		